

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部総務委員会規程」

平成 16 年 4 月 1 日

制 定

最近読替改正 平 29. 2. 16

(趣旨)

第 1 条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教授会規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、大阪大学に置かれる旧大阪外国語大学外国語学部（以下「旧外国語学部」という。）の課程（以下「旧課程」という。）の総務委員会（以下「旧総務委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 旧総務委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 旧外国語学部の運営に関する事項
- (2) 旧外国語学部の教員（旧課程の授業科目のみを担当する非常勤講師をいう。）の採用に係る資格審査に関する事項
- (3) その他旧外国語学部の教授会（以下「旧外国語学部教授会」という。）から付託された事項

(組織)

第 3 条 旧総務委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 大阪大学外国語学部総務委員会（以下「新総務委員会」という。）の委員
 - (2) 旧外国語学部教授会構成員で外国語学部長が特に必要と認めた者
- (任期)

第 4 条 前条第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 旧総務委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ新総務委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

2 委員長は、旧総務委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 旧総務委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 旧総務委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を旧総務委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 8 条 旧総務委員会は、その審議の結果を旧外国語学部教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 旧総務委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、旧総務委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が旧総務委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 10 月 1 日から任命される第 3 条第 2 号に規定する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。